

青森県後期高齢者医療広域連合職員の通勤手当に関する規則

(平成十九年二月一日青森県後期高齢者医療広域連合規則第十五号)

改正 平成十九年 六月二十八日規則第二四号

平成三年 四月 九日規則第六号

平成三年二月一日規則第二号

(趣旨)

第一条 この規則は、青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例(平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第十五号。以下「条例」という。)第十二条及び第三十一条の規定に基づき、通勤手当の支給に關し必要な事項を定めるものとする。

(総則)

第二条 条例第十二条及びこの規則に規定する「通勤」とは、職員が勤務のため、その者の住居と勤務公署との間を往復することをいう。

2 条例第十二条に規定する徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離並びに同条及びこの規則に規定する自動車等の使用距離は、一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。

(届出)

第三条 職員は、新たに条例第十二条第一項の職員たる要件を具備するに至った場合には、広域連合長が定める様式の通勤届により、その通勤の実情を速やかに広域連合長(その委任を受けた者を含む。以下同じ。)に届け出なければならぬ。同項の職員が、住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があつた場合においても同様とする。

(確認及び決定)

第四条 広域連合長は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求め等の方法により確認し、その者が条例第十二条第一項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

2 広域連合長は、前項の規定により通勤手当の額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を広域連合長が定める様式の通勤手当認定簿に記載するものとする。

（支給範囲の特例）

第五条 条例第十二条第一項各号に規定する通勤することが著しく困難である職員は、労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）別表第二に掲げる程度の障害のため歩行することが著しく困難な職員で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると広域連合長が認めるものとする。

（普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準）

第六条 普通交通機関等（特別急行列車等以外の交通機関等をいう。以下同じ。）に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

第七条 前条の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。

第八条 条例第十二条第二項第一号に規定する運賃等相当額（次項において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間（条例第十二条第七項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額

二 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤二十一回分の運賃等の額

三 広域連合長の定める普通交通機関等 広域連合長の定める額

(自動車等使用者の加算額)

第九条 条例第十二条第二項第二号イの規定により定める額は、別表第一に掲げる片道の自動車の使用距離に応じた額とし、同号ロの規定により定める額は、別表第二に掲げる片道の自動車の使用距離に応じた額とする。

(再任用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額)

第十条 条例第十二条第二項第二号(青森県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例(平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第十二号)第十五条(同条例第十八条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定で定める職員は、平均一箇月当たりの通勤所要回数が十回に満たない職員とし、同号の規則で定める割合は、百分の五十とする。

(併用者の区分及び支給額)

第十一条 条例第十二条第二項第三号に規定する同条第一項第三号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第二項第三号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 条例第十二条第一項第三号に掲げる職員(普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。)のうち、自動車等の使用距離が片道二キロメートル以上である職員及び自動車の使用距離が片道二キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第二項第一号及び第二号に定める額(同項第一号に規定する一箇月当たりの運賃等相当額(以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。))及

び同項第二号に定める額の合計額が七万円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、七万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 条例第十二条第一項第三号に掲げる職員のうち、一箇月当たりの運賃等相当額（二以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「一箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第二項第二号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 同項第一号に定める額

三 条例第十二条第一項第三号に掲げる職員のうち、一箇月当たりの運賃等相当額等が同条第二項第二号に定める額未満である職員（第一号に掲げる職員を除く。） 同項第二号に定める額

（交通の用具）

第十二条 条例第十二条第一項第二号に規定する交通の用具は、自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車とする。ただし、広域連合の所有に属するものを除く。

（通勤の実情に変更を生ずる職員）

第十三条 条例第十二条第三項の規則で定める職員は、通常の通勤の経路及び方法による場合には派遣（条例第十二条第三項に規定する派遣をいう。以下同じ。）前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、特別急行列車等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が六十キロメートル以上若しくは通勤時間が九十分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると広域連合長が認めるものとする。

（派遣の直前の住居に相当する住居）

第十四条 条例第十二条第三項の規則で定める住居は、派遣の日以後に転居する場合において、特別急行列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び広域連合長がこれに準ずると認める住居とする。

（特別急行列車等の利用の基準）

二 その他条例第十二条第三項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして広域連合長の定める職員
(支給日等)

第十八条 通勤手当は、支給単位期間(第三項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。)又は当該各号に定める期間(以下この条及び第二十三条において「支給単位期間等」という。)に係る最初の月の青森県後期高齢者医療広域連合職員の給料等の支給に関する規則(青森県後期高齢者医療広域連合規則第九号)第二条に規定する給料の支給日(以下この条において「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日までに第三条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 条例第十二条第五項の規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 職員が二以上の普通交通機関等を利用するものとして条例第十二条第二項第一号に定める額の通勤手当を支給される場合(次号に該当する場合を除く。)において、一箇月当たりの運賃等相当額が七万円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

二 職員が条例第十二条第二項第一号及び第二号に定める額の通勤手当を支給される場合において、一箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が七万円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

三 職員が二以上の特別急行列車等を利用するものとして特別急行列車等に係る通勤手当を支給される場合において、条例第十二条第三項第一号に規定する一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額(第

二十条第三項第一号において「一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額」という。）の合計額が二万円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

（支給の始期及び終期）

第十九条 通勤手当の支給は、職員に新たに条例第十二条第一項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第三条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

（返納の事由及び額等）

第二十条 条例第十二条第六項の規則で定める事由は、通勤手当（一箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

- 一 離職し、若しくは死亡した場合又は条例第十二条第一項の職員たる要件を欠くに至った場合
- 二 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合

三 月の中途において地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第二項の規定により休職にされ、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第二条の規定により育児休業をし、又は地方公務員法第二十九条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が二以上の月にわたることとなるとき。

四 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなる場合

2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る条例第十二条第六項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一箇月当たりの運賃等相当額等（第十一条第一号に掲げる職員にあつては、一箇月当たりの運賃等相当額及び条例第十二条第二項第二号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が七万円以下であつた場合 前項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等（同号の改定後に一箇月当たりの運賃等相当額等が七万円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての普通交通機関等）、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、広域連合長の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

二 一箇月当たりの運賃等相当額等が七万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 口に掲げる場合以外の場合 七万円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

ロ 第十八条第三項第一号又は第二号に掲げる通勤手当を支給されている場合 七万円に事由発生月の翌月から同項第一号若しくは第二号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての普通交通機関等についての払戻金相当額及び広域連合長の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

3 特別急行列車等に係る通勤手当に係る条例第十二条第六項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額（二以上の特別急行列車等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下この項において「一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額等」という。）が二万円以下であつた場合 第一項第二号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る特別急行列車等（同号の改定後に一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額等が二万円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての特別急行列車等）、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての特別急行列車等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の二分の一に相当する額（次号において「払戻金二分の一相当額」という。）

二 一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額等が二万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる場合以外の場合 二万円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第一項各号に掲げる事由に係る特別急行列車等についての払戻金二分の一相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

ロ 第十八条第三項第三号に掲げる通勤手当を支給されている場合 二万円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての特別急

行列車等についての払戻金二分の一相当額及び広域連合長の定める額の合計額のいずれか低い額
(事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零)

4 条例第十二条第六項の規定により職員に前二項に定める額を返納させる場合は、給与から当該額を差し引くことができる。

(支給単位期間)

第二十一条 条例第十二条第七項に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は特別急行列車等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は特別急行列車等 当該普通交通機関等又は特別急行列車等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ六箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、特別急行列車等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、普通交通機関等に係る定期券及び特別急行列車等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

二 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等若しくは特別急行列車等又は第八条第三号の広域連合長の定める普通交通機関等 一箇月

2 前項第一号に掲げる普通交通機関等又は特別急行列車等について、次の各号のいずれかに掲げる事由が同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月)までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

一 地方公務員法第二十八条の二第一項の規定による退職その他の離職をすること。
二 長期間の研修等のために旅行すること。

- 三 勤務場所を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること。
- 四 勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があること。
- 五 その他広域連合長の定める事由が生ずること。

第二十二條 支給単位期間は、第十九條第一項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同條第二項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2 月の中途において地方公務員法第二十八條第二項の規定により休職にされ、地方公務員の育児休業等に関する法律第二條の規定により育児休業をし、又は地方公務員法第二十九條の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が二以上の月にわたることとなつたとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月）から開始する。

3 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなつた場合（前項に規定するときから復職等をしてしないで引き続き当該期間の全日数にわたつて通勤しないこととなつた場合を除く。）には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなつた日の属する月から開始する。

（支給できない場合）

第二十三條 條例第十二條第一項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は、支給することができない。

（事後の確認）

第二十四條 広域連合長は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が條例第十二條第一項の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。

(雑則)

第二十五条 この規則に定めるもののほか、通勤手当に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年規則第三四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年規則第六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年規則第一二号)

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

別表第一（第九条関係）

片道の自動車等の使用距離	額
5キロメートル以上10キロメートル未満	2,100円
10キロメートル以上15キロメートル未満	4,500円
15キロメートル以上20キロメートル未満	6,900円
20キロメートル以上25キロメートル未満	9,300円
25キロメートル以上30キロメートル未満	11,700円
30キロメートル以上35キロメートル未満	14,100円
35キロメートル以上40キロメートル未満	16,500円
40キロメートル以上45キロメートル未満	18,900円
45キロメートル以上50キロメートル未満	19,800円
50キロメートル以上55キロメートル未満	20,700円
55キロメートル以上60キロメートル未満	21,600円
60キロメートル以上	22,500円

別表第二（第九条関係）

片道の自動車等の使用距離	額
4キロメートル以上5キロメートル未満	1,700円
5キロメートル以上6キロメートル未満	2,100円
6キロメートル以上8キロメートル未満	2,600円
8キロメートル以上10キロメートル未満	3,800円
10キロメートル以上12キロメートル未満	5,000円
12キロメートル以上14キロメートル未満	6,100円
14キロメートル以上16キロメートル未満	7,300円
16キロメートル以上18キロメートル未満	8,400円
18キロメートル以上20キロメートル未満	9,500円
20キロメートル以上22キロメートル未満	10,800円
22キロメートル以上24キロメートル未満	12,000円
24キロメートル以上26キロメートル未満	12,800円
26キロメートル以上28キロメートル未満	13,700円
28キロメートル以上30キロメートル未満	14,700円
30キロメートル以上32キロメートル未満	15,700円
32キロメートル以上34キロメートル未満	16,800円
34キロメートル以上36キロメートル未満	17,900円
36キロメートル以上38キロメートル未満	19,000円
38キロメートル以上40キロメートル未満	20,300円
40キロメートル以上42キロメートル未満	21,500円
42キロメートル以上44キロメートル未満	22,600円
44キロメートル以上46キロメートル未満	23,900円
46キロメートル以上48キロメートル未満	25,000円
48キロメートル以上50キロメートル未満	26,200円
50キロメートル以上52キロメートル未満	27,300円
52キロメートル以上54キロメートル未満	28,400円
54キロメートル以上56キロメートル未満	29,500円
56キロメートル以上58キロメートル未満	30,600円
58キロメートル以上60キロメートル未満	31,700円
60キロメートル以上	33,000円